

「なごや集約連携型まちづくりプラン」における居住誘導区域外にて  
サービス付き高齢者向け住宅を計画している事業者の方へ

○「なごや集約連携型まちづくりプラン」とは

本市では、名古屋市都市計画マスタープランにおいて「集約連携型都市構造」をめざすべき都市構造に位置づけ、取り組みを進めてきました。この取り組みを加速化するために、「なごや集約連携型まちづくりプラン」を策定し、国が創設した立地適正化計画制度を活用して、まちづくりを進めていきます。

○居住誘導区域とは

市街地の特徴を踏まえた効果的なまちづくりをすすめるため、まちづくりの方向性や災害リスク、緑の保全を考慮し、地域の特性を踏まえた上で、居住の誘導をはかる区域。

居住誘導区域外において、サービス付き高齢者向け住宅の整備を計画するにあたり、以下について、考慮していただきますようお願いします。

**重点的に災害リスクの理解促進をはかる区域**

この区域は、一定以上の災害リスクが想定され、重点的に災害リスクの内容や対応方法の理解促進をはかる地域であるため、以下の3つの点について、ご配慮ください。

- ①施設の整備にあたり、洪水による浸水等が生じた際に、安全な空間が確保されるよう、設計上の配慮を検討すること。
- ②水防法第15条の3に定める避難確保計画を作成すること。
- ③水防法第15条の3に定める自衛水防組織の設置に努めること。

※②③については、有料老人ホームに該当する場合

**低未利用の基盤未整備地区の場合**

施設の整備にあたり、緑化に努めるなど、空間的なゆとりと自然豊かなうるおいがある居住環境の形成に配慮してください。

なお、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外で3戸以上の住宅を建築等する場合これらの行為に着手する30日前までに市への届出が必要となりますので、都市計画課までお問い合わせください。

(上記について) 住宅都市局都市計画部都市計画課  
(サ高住一般) 住宅都市局住宅部住宅企画課

電話番号：052-972-2712  
電話番号：052-972-2944